

補足：18 歳未満禁止の展示物・販売物の取り扱いについて

1：展示物・販売物

18 歳未満禁止の展示物・販売物に対しては R18 マーク等の禁止表示を徹底すること。

2：ゾーニング

※占有率は出展者数を基準とした目安です。「少ない」、「一定量」、「催事全体」の中間範囲についての取り扱いや、それぞれの具体的な実施方法については、個々の催事内容によって判断しますので、当施設にご相談ください。

（1）18 歳未満禁止の展示物・販売物が少ない場合

- ①18 歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋か紐かけの個別包装すること。
- ②他の展示物・販売物と区分して陳列すること。
- ③対面方式により年齢確認を行った上で販売すること。

（2）18 歳未満禁止の展示物・販売物が一定量を占める場合

- ①当該展示物・販売物を他と隔離してゾーニングすること。
- ②ゾーニング入口に「18 歳未満立入り禁止」である旨の表示・看板等をわかりやすく掲示すること。
- ③入口にスタッフが立ち、身分証明書等の確認でゾーニングされているエリアへの入場規制を確実に行うこと。

（3）催事全体が 18 歳未満入場禁止である場合

- ①会場入り口に「18 歳未満入場禁止」である旨の表示・看板等をわかりやすく掲示すること。
- ②入場の際し、身分証明書等により 18 歳以上であることを必ず確認すること。
- ③再入場についても同様の対処を行うこと。（リストバンド等を利用し、認証済み来場者の再入場時手続きを簡略化することは可とする。）